

## 1. 訪問緩和サービス

### (1) 趣旨

総合事業において、訪問相当サービスよりも人員等の基準を緩和した「訪問緩和サービス」を実施し、一定の研修受講者が、必ずしも専門的なサービスを必要とされない方に生活援助を行えるようにします。高齢者が増加し訪問介護員の不足が懸念される中、これにより介護人材のすそ野を広げ、訪問介護員が身体介護を重点的に提供することができるようにします。

対象者に対し、在宅生活に必要な IADL を高め、社会参加を促すことにより、活動的で生きがいのある日常生活を送ることができるよう支援し、要支援・要介護状態の予防又は悪化を防止します。

### (2) 対象となるケースとサービス提供の考え方

「訪問相当サービスが必要と認められないケースで、指定事業者によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケース」を対象とします。

※ 状態等を踏まえながら、その他の多様なサービスの利用を促進していくことが重要です。

### (3) サービス内容

訪問介護の生活援助の範囲内

(「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(厚生省平成 12 年老計第 10 号通知。5 ページ参照。)において示されている生活援助等)

### (4) サービス提供時間 1 回あたり 1 時間以内とします。

### (5) 一定の研修について

#### ①趣旨

資格を持つ方の採用が難しい現状を踏まえて、採用前に資格を取得するのではなく、採用後、各事業所で研修を行う、又は他の事業者等が行う講義を受講させる、のいずれかの方法で実施していただきます。

#### ②内容

研修実施にあたって、研修は、最低限必要な内容とします(別紙のとおり)。

また、講義に加え、同行訪問の実施を必須とします。

#### ③研修の実施

- ・実施前に研修実施方法、使用テキストを提出していただきます。
- ・各事業所において研修受講の記録を行い、終了後に提出していただきます。
- ・研修は、平成 29 年 3 月までに必ず終了してください。

#### ④使用テキストについて

- ・「介護職員初任者研修テキスト」  
使用テキストについて、研修必要な個所について、高齢福祉課にご相談ください。
- ・「介護保険のてびき」(高齢福祉課で配布しております)
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」(厚生労働省のホームページに掲載)

#### ⑤講師要件について

本研修を適切に実施、指導できる者とします。

※実務経験が概ね 3 年以上の介護職員初任者研修以上の修了者等とします。

## 2. 通所緩和サービス

### (1) 趣旨

総合事業において、通所相当サービスよりも人員等の基準を緩和した「通所緩和サービス」を実施し、対象者に対し、在宅生活に必要な IADL を高め、社会参加を促すことにより、活動的で生きがいのある日常生活を送ることができるよう支援し、要支援・要介護状態の予防又は悪化を防止します。

### (2) 対象となるケースとサービス提供の考え方

「通所相当サービスが必要と認められないケースで、指定事業者によるサービスが必要とケアマネジメントで認められるケース」を対象とします。

※ 状態等を踏まえながら、その他の多様なサービスの利用を促進していくことが重要です。

### (3) サービス内容

IADL の向上を目的とし、体操、レクリエーション、趣味活動等様々な活動と簡単な作業、レクリエーションの手伝いなど役割をもたせることで、生きがいをづくり、交流の場を提供するものとします。

### (4) サービス提供時間

半日で実施し、1回90分以上とします。